

「行政法1」

ADMINISTRATIVE LAW / VERWALTUNGSRECHT

担当: 森 稔樹(大東文化大学法学部教授)
TOSHIKI MORI, PROFESSOR AN DER DAITO-BUNKA
UNIVERSITÄT, TOKYO

行政行為その3 行政行為の瑕疵

行政行為の公定力(復習)

- ▶ 行政行為が違法であっても、
- ▶ 無効である場合を除いて、
- ▶ 取消権限のある者(行政行為をした行政庁、その上級行政庁、不服審査庁、裁判所)によって取り消されるまで、何人もその行為の効力を否定できない。

行政行為の瑕疵

- ◆ 違法ではあるが公定力がある行政行為 = 取り消されるまで有効である。
- 公定力がある ⇨ 他の効力もある
- ◆ 違法であり、かつ公定力がない行政行為 = 最初から無効
- 公定力がない ⇨ 他の効力もない

重大明白説(判例・通説)

- ・行政行為の**瑕疵**が**重大**であり、
- ・しかもその**瑕疵の存在**が**明白**であれば、
- ・**行政行為は**公定力を失って**当初から無効**である(瑕疵の存在:主体、内容、手続、形式の各要素)。
- ・いかなる場合に瑕疵が重大であり、かつ、その重大性が明白であると言えるか？

外観上一見明白説(最高裁判例)

- ・行政行為の成立時点より重大な瑕疵が存在することが**誰にとっても外見から明らかである場合**にのみ、瑕疵の明白性に該当すると考える。
- ・最小三判昭和34年9月22日民集13巻11号1426頁
- ・最三小判昭和36年3月7日民集15巻3号381頁

調査義務違反説

- ・外観から誰しも一見して認識しうる場合
- ・行政庁が行政行為をなすに際して、職務上当然に行うべき調査義務を尽くさず、そのために行政行為の重要な要件を誤認していた場合
- ・瑕疵の明白性を認める
- ・一部の下級審判例にみられる

明白性補充要件説

- ・瑕疵の重大性＝無効の瑕疵の要件
- ・他に明白性などの要件を課すかについては個別の事情に応じて考察する
- ・最一小判昭和48年4月26日民集27巻3号629頁
- ・最三小判平成9年11月11日判時1624号74頁
- ・最三小判平成16年7月13日訟月51巻8号2116頁

瑕疵の治癒

- ・行政行為の成立時には瑕疵があったが、**事後的に要件が追完され**、瑕疵がなくなった場合のこと。
- ・認められる場合：農地買収計画に対する訴願裁決（最二小判昭和36年7月14日民集15巻4号1814頁）
- ・認められない場合：更正処分の理由付記の不備（最三小判昭和47年12月5日民集26巻10号1795頁）
